

# 理念・マネジメント

## CSR推進体制

ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、社会からの要請を基に取り組むべき課題を設定し、解決に向けてのマネジメントサイクルを推進しています。

### CSR推進体制

カシオでは2004年にCSR推進室を設置して以来、取り組むべきテーマと影響を及ぼす対象範囲を拡大しながらCSRを推進しています。初期段階では、企業価値の毀損を防衛することに力点を置いていましたが、現在ではグローバルな視

点でプラスの企業価値を創造することに主眼を置いて取り組んでいます。特に2011年度は、全世界のグループ会社を対象に、さらにグローバルにCSRを推進するための体制の見直しを進めます。

### CSR委員会

カシオでは取締役会の下部に、CSR担当取締役を委員長とするCSR委員会を設置しており、CSRを推進する上での中核として位置付けています。

CSR委員会の運営は、マネジメントサイクルに基づいており、期初にステークホルダーミーティングを開催するとともに、年度ごとに取り組むべきテーマを見直し、または新規に設定しています。設定された各テーマについては、該当する主幹部門がテーマのあるべき姿と年度ごとの計画を策定して、プログラムを推進しています。また、期末には年度の実績を振り返り自己評価するとともに、内部監査による客観的な評価を踏まえ課題を抽出し、次期のテーマの設定と計画策定に結び付けています。

この内、5テーマについては2010年度中に所定の目標を達成しました。

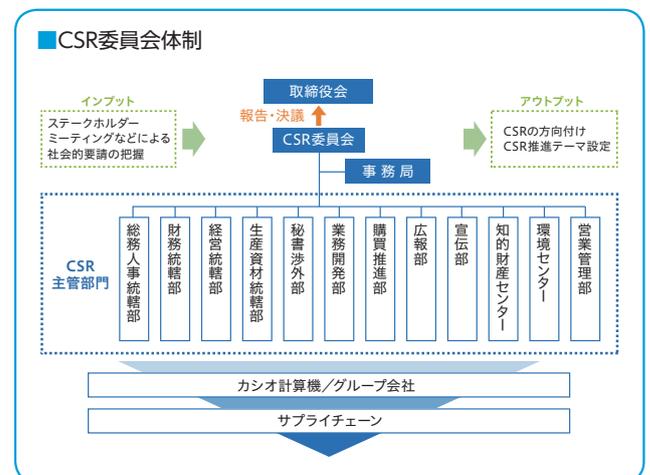
残り6テーマについては、2011年度のテーマとして再設定し、継続して推進します。

また、2011年度のテーマについては、前年度からの継続テーマに加え、以下のステークホルダーミーティングを踏まえ、各主管部門から提出されたテーマ案を、4つのワーキンググループに集約して審議しています。ここでは、CSR貢献度・投資対効果・類似性等を考慮し、大括りのテーマごとに優先順位付けを行い、全体のバランスを図った上で2011年度のテーマを決定します。

2010年度は、CSR関連で8テーマ、コンプライアンスリスク関連で3テーマの合計11テーマ(前期からの継続テーマを含む)を推進しました。内訳は下記の通りです。

### <2010年度テーマの内訳>

- (1) 従業員に関するテーマ 4テーマ
- (2) ブランド価値に関するテーマ 1テーマ
- (3) 社会貢献に関するテーマ 1テーマ
- (4) B CMに関するテーマ 1テーマ
- (5) サプライチェーンに関するテーマ 1テーマ
- (6) コンプライアンスリスク関連テーマ 3テーマ



## ステークホルダーミーティング

2010年度は当該年度のテーマ設定の前提として、IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所]代表川北 秀人氏をお迎えし、最近のCSRの動向と先進的な取り組み事例について講話をいただき、質疑応答も含めてCSR委員会メンバーの理解を深めました。

2011年度は期初のCSR委員会において、前年に引き続きIIHOE代表川北 秀人氏をお招きし、ISO26000の発効と東日本大震災を踏まえ、その要素をどのように2011年度のテーマ設定に反映していくべきか、CSR委員会メンバーとのミーティングを行いました。

このミーティングでの経緯を踏まえ、各主管部門は2011

年度にカシオが新規に取り組むべきテーマ案を抽出の上、事務局に提出し、前述のワーキンググループに振り分けて審議しています。



継続的に第三者意見をご執筆いただいている川北代表より、さらに一歩踏み込んだ助言・提案をいただきました

## コーポレート・ガバナンス

企業価値を高めるため、経営の迅速な意思決定に基づき、正しく効率的に業務が行われるよう、さまざまな取り組みを通して、経営の健全性と透明性を高める努力をしています。

### コーポレート・ガバナンス体制

カシオでは、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、さまざまな取り組みを実施しています。

取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目指しており、取締役および監査役出席のもと、経営の重要案件を審議・決定しています。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、2007年6月に取締役の任期を2年から1年に変更しました。

2011年6月の定時株主総会では、新たに社外取締役および社外監査役をそれぞれ1名選任し、経営監督機能の一層の強化を図っていくこととしました。

監査役は、すべて社外監査役で構成しており、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会および執行役員会、各種の重要な会議・委員会への出席の他、取締役などからの聴取や報告、重要事項の決議書類の閲覧などを通して、厳正な監査を実施しています。なお、社外取締役および社外監査役は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。また、監査役専任スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。

会計監査人による外部監査においては、我が国で一般に

公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査と、業務上の改善につながる提案を受けています。さらに、内部監査部門では、組織の運営状況を各種法令および社内基準に従いグループ全体の組織運営が適切に行われているか監査を実施しています。

